

れいわ ねんど  
令和3年度

ほっかいどう しょう しゃ じょうれい かん  
北海道障がい者条例に関する  
しさく すいしんじょうきょう  
施策の推進状況

ほっかいどうほけんふくしぶふくしきょくしょう しゃほけんふくしか  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

ほっかいどうしょう しゃじょうれい とりくみ がいよう  
北海道障がい者条例による取組の概要

I しょう しゃ く すいしんほんぶ  
障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

すいしんほんぶかいぎ かいさい  
(1) 推進本部会議の開催

ちじ ほんぶちよう そうごうてき けいかくてき しょう しゃ しさく すいしん はか  
知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るため  
きょうぎ おこな  
の協議を行う。

ちようさぶかい かいさい  
(2) 調査部会の開催

ちいき かだいとう がくしきけいけんしゃ ちようさぶかい しんぎ かいけつ はか  
地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

II

じょうれい  
条例の広報

(1)

じょうれい  
条例の理念や施策内容について広く道民に周知

ほっかいどうしょう しゃじょうれい おも しさく はしら  
III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 けんりようご  
権利擁護  
すいしん  
の推進

ぎゃくたい さべつとう  
(1) 虐待や差別等  
かいしょう  
の解消

しょう しょう  
(2) 障がいや障がい  
しゃ たい どうみん  
者に対する道民  
りかい そくしん  
理解の促進

2 しょう しゃ  
障がい者が  
く  
暮らしやすい  
ちいき  
地域づくり

ちいき いいんかい  
(1) 地域づくり委員会  
きょうぎ  
の協議

ちいきしえんだいせい  
(2) 地域支援体制づく  
すいしん  
りの推進

3 しょう しゃ  
障がい者  
しゅうろうしえん  
の就労支援

しょう しゃじょうれい  
(1) 障がい者条例に  
もと しゅうろうしえん  
基づく就労支援  
すいしんけいかく すいしん  
推進計画の推進  
きぎょうとう れんげい

(2) 企業等と連携し  
しゅうろうしえん とり  
た就労支援の取  
くみ すいしん  
組の推進

(3) しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
障害者就労施設  
とう かんこうじゆ  
等への官公需の  
はっちゅうそくしん  
発注促進

(4) しょう しゃじょうれい  
障がい者条例に  
もと していほうじん  
基づく指定法人  
せいど すいしん  
制度の推進

(5) しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
障害者就労施設  
とう せいひん はんろ  
等の製品の販路  
かくだい  
拡大

ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと れいわ ねんど おも とりくみ  
 北海道障がい者条例に基づく令和3年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

こく もく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
すいしんほんぶかいぎ (1) 推進本部会議の かいさい 開催	ちじ ほんぶちょう すいしんほんぶかいぎ かいさい しさく すいしんじょうきょうおよ 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び こんご とりくみほうしんどう きょうぎ 今後の取組方針等について協議。 かいさいがっぴ れいわ ねん がつ ○ 開催月日 令和3年5～6月 しんがた かんせんしょうかくだいぼうし しよめんかいさい (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催) おも ぎだい れいわ ねんど ほっかいどうしょう しゃじょうれい かん しさく 主な議題 ・令和2年度北海道障がい者条例に関する施策 すいしんじょうきょう の推進状況について れいわ ねんど ほっかいどうしょう しゃじょうれい とりくみほうしん ・令和3年度北海道障がい者条例の取組方針に ついて かいさいがっぴ れいわ ねん がつ にち ○ 開催月日 令和3年10月25日 おも ぎだい いけんこうかん 主な議題 ・意見交換 いまもと しょう しゃ く ちいき 「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくりに ついて」

II 条例の広報

こく もく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
じょうれい りねん し (1) 条例の理念や施 さくないよう 策内容について、 ひろ どうみん しゅうち 広く道民に周知	そうだんしえん かん けんしゅうかい どうしょくいん じょうれい せつめい おこな ① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う でまえ こうざ どう じっし 出前講座等を実施。 でまえ こうざ どう かい ○ 出前講座等 8回 ほんちょうおよ しんこうきょく しちょうそんどう じょうれい しょうがいしゃさべつかいしょう ② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消 ほう はったつしょう しょうかい てん かいさい 法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。 しょう かた けんりようご すいしん じょうれいおよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう ③ 障がいのある方の権利擁護の推進のため、条例及び障害者差別解消法 かん かいさい に関するフォーラムを開催。 どうみん かい ○ 道民フォーラム 1回 さっぽろかいじょう もよう ぜんどう もうしこみしゃ ※ 札幌会場の模様を、全道の申込者にリアルタイムでオンライン はいしん 配信

けんりようご すいしん  
 1 権利擁護の推進

こう もく  
 項目

おも とりくみないよう  
 主な取組内容

ぎやくたい さべつとう  
 (1) 虐待や差別等の  
 かいしょう  
 の解消

① 14 圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった  
 じあん 事案について協議。

- 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 2 件
- 協議申立等事案の例

『車椅子を利用する高校生から、通学の際の移動支援の利用につ  
 いて、相談があったもの。

相談者が住む町では、「通学」は移動支援の対象にならないた  
 め、高校の所在地である町の事業所が、当該高校生の移動  
 (通学) を支援している。

「「通学」は市町村における移動支援事業の対象とならない」  
 とする現行の制度に対し、障がい者の家族に大きな負担がかか  
 らないように、通学が移動支援事業の対象となるよう、長期的な  
 視点での制度の変更が必要と考える』

② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況

- センターへの相談・報告件数 108 件  
 (うち虐待相談 45 件)
- 虐待相談の虐待者：養護者 0 件  
 (疑い) 施設従事者 32 件  
 使用者 3 件  
 施設従事者・使用者 10 件  
 計 45 件
- 虐待相談の種別・類型：身体的虐待 20 件  
 (重複あり) 性的虐待 5 件  
 心理的虐待 24 件  
 放棄・放任 8 件  
 経済的虐待 7 件  
 計 64 件

※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況 (令和 2 年度 厚生労働省調査)

	ようごしゃぎやくたい 養護者虐待	しせつじゅうじしゃとうぎやくたい 施設従事者等虐待	しょうしゃぎやくたい 使用者虐待 ほっかいどうろうどうきょくたいおう (北海道労働局の対応)	けい 計
つうほうとう 通報等	483 件	108 件	30 件	621 件
ぎやくたいにんていけんすう 虐待認定件数	47 件	24 件	21 件	92 件
ひぎやくたいしゃすう 被虐待者数	47 人	43 人	26 人	116 人

# 1 権利擁護の推進 (つづき)

## 項目

## 主な取組内容

(2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

- ① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、各種イベントにおいて配布。
- ② 条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。
- ③ 本庁及び各種イベントにおいて、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。
- ④ 手話講座等の動画をYouTubeに掲載、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を各種イベントにおいて配布。

# 2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

## 項目

## 主な取組内容

(1) 地域づくり委員会の協議

- ① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案や地域課題について協議。

○ 地域づくり委員会 14圏域計 25回

(2) 地域支援体制づくりの推進

- ① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。
- ② (公社)北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター(令和元年8月1日開設)の運営を支援。

しょう しゃ しゅうろうしえん  
**3 障がい者の就労支援**

こう もく  
**項目**

おも とりくみないよう  
**主な取組内容**

しょう しゃじょうれい  
**(1) 障がい者条例に  
 もと しゅうろうしえんすい  
 基づく就労支援推  
 しんけいかく すいしん  
 進計画の推進**

① けいざいだんたい さんかく え ほっかいどうしょう しゃ しゅうろうしえんすいしんいん  
 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員  
 かい かいさい だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく もと かんけいきかん  
 会」を開催し、第6期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関  
 れんけい とりくみ すいしん  
 と連携しながら取組を推進。  
 ほっかいどうしょう しゃ しゅうろうしえんすいしんいんかい かい  
 ○ 北海道障がい者就労支援推進委員会 1回

きぎょうとう れんけい  
**(2) 企業等と連携し  
 しゅうろうしえん とりくみ  
 た就労支援の取組  
 すいしん  
 の推進**

① しょう しゃしゅうろうしえんきぎょうにんしょうせいど どうろく すいしん  
 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。  
 れいわ ねん がつ にちげんざい しゃ  
 ○ 令和4年3月31日現在 180社  
 ② しょう しゃ しゅうろう おうえん きぎょう しちょうそん どうろく せいど  
 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクショ  
 ン）の普及推進。  
 れいわ ねん がつ にちげんざい きぎょう しちょうそん  
 ○ 令和4年3月31日現在 587企業、75市町村

しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
**(3) 障害者就労施設  
 とう かんこうじゆ はつ  
 等への官公需の発  
 ちゅうそくしん  
 注促進**

① とくていすいけいやくせいど かつよう どうおよ しちょうそんどう しょうがい  
 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害  
 しゃしゅうろうしせつとう ゆうせんてき はちちゅう そくしん  
 者就労施設等への優先的な発注を促進。  
 どう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ふっぴんどう ちょうたつじせき  
 ○ 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績  
 れいわ ねんどう けん せんえん  
 令和2年度 479件 117,211千円

しょう しゃじょうれい  
**(4) 障がい者条例に  
 もと していほうじん せい  
 基づく指定法人制  
 と すいしん  
 度の推進**

① ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえん せんよう  
 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホーム  
 ほっかいどう かつよう きぎょう しごと しょうがいしゃ  
 ページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者  
 しゅうろうしせつとう きょうどうじゅちゅう せんもんかばけん しょうひんかいはつ きじゅつしどう  
 就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導  
 じっし  
 を実施。  
 きぎょう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう しょうだんせいやくけんすう けん  
 ○ 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 166件

しょうがいしゃしゅうろうしせつ  
**(5) 障害者就労施設  
 とう せいひん はんろかく  
 等の製品の販路拡  
 だい  
 大**

① どう みんかんきぎょうとう ほつかつれんけいきょうてい もと おおがたしょうぎょうしせつ しょうがいしゃ  
 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者  
 しゅうろうしせつとう せいひん はんばい  
 就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイン  
 こうかん しょうがいしゃしゅうろうしせつとう せいひん とりあつか  
 ト交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。  
 さっぽろてんおよ とまこまいてん  
 ○ アリオ札幌店及びイオン苫小牧店  
 まいつき にちかんかいさい さっぽろてん がつおよ がつちゅうし  
 毎月2日間開催（アリオ札幌店6月及び9月中止、  
 とまこまいてん がつ かいさい  
 イオン苫小牧店12月のみ開催）  
 とりあつかい  
 ○ セイコーマートギフトカタログでの取扱  
 2021年度 ねんどう カタログに18事業所 25アイテムが けいさい  
 掲載  
 のうふくれんけい かいさい しょうがいしゃしゅうろうしせつとう せいひん はんばい  
 ② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。  
 ぜんどう とし かいじょう かいさい  
 ○ 全道4都市4会場のほか、オンラインで開催

令和3年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数 ※	2	/	
申立書受理	2	協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
		相手方への調査結果を申立人に伝えたと ころ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
相談のみ	2	相談者への説明・助言による終了	1
		他の相談専門機関等の紹介による終了	
		相談取下げ	
		相談継続中	1

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	おしま	ひやま	かみかわ	る巻い	そや	オホー ツク	とから	くしろ	ねむろ	ごうけい 合計
申立書受理															
相談のみ		1			1										2
合計		1			1										2

3 障がい種別別受付状況

(単位：件)

障がい種別	身体障がい							知的 障がい	せいしん 精神 障がい	はつたつ 発達 障がい	その た 他	ふめい 不明	ごうけい 合計
	視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 不 自 由	内部 障 が い	その た 他	ふめい 不明	けい 計						
申立書受理													
相談のみ			2				2						2
合計			2				2						2

4 申立・相談分野別受付状況

(単位：件)

ぶんや 分野	せいかつ 生活	せいど 制度	ぎやくたい 虐待	しゅうろう 就労	ぎょうせい 行政	こうつう 交通	きょういく 教育	いりよう 医療	ごうけい 合計
もうしてしよ じり 申立書受理									
しんたいしよ 身体障がい									
ちてきしよ 知的障がい									
せいしんしよ 精神障がい									
はったつしよ 発達障がい									
ふめい た 不明・その他									
そうだん 相談のみ						2			2
しんたいしよ 身体障がい						2			2
ちてきしよ 知的障がい									
せいしんしよ 精神障がい									
はったつしよ 発達障がい									
ふめい た 不明・その他									
ごう 合計						2			2
しんたいしよ 身体障がい						2			2
ちてきしよ 知的障がい									
せいしんしよ 精神障がい									
はったつしよ 発達障がい									
ふめい た 不明・その他									



令和3年度 地域づくり委員会における主な協議事項

振興局	開催回数	協議事項
空知	2	<p>新型コロナウイルスワクチン接種に係る障がい者への配慮について</p> <p>災害時における障がい者への対応について(地域課題)</p> <p>災害時における障がい者への支援について(地域課題)</p>
石狩	2	<p>北海道運輸局バリアフリー推進課長の講義及びバリアフリーに関する質疑応答等</p> <p>障がいを理由とする差別の解消に係る相談事案等について、各市町村の対応事案等の共有及び意見交換</p> <p>障害者差別解消法について(地域課題)</p>
後志	2	<p>新たな地域課題として取り上げる内容について</p> <p>「福祉関係者が知っておきたい後見制度の基礎知識」についての講話</p>
胆振	1	<p>新たな地域課題として取り上げる内容について</p>
日高	3	<p>障がい者理解促進に関する出前講座について</p> <p>障がい者の就労支援に関する取組について</p> <p>障害のある方と地域住民の相互理解について(地域課題)</p>
渡島	1	<p>コロナ禍社会における取組について</p> <p>会議のオンライン化に向けた意見や通信環境等の確認について</p> <p>障害者差別解消法の一部改正について</p>
檜山	1	<p>地域住民への地域づくり委員会の周知について</p> <p>障がい者の地域での居場所について(地域課題)</p>
上川	3	<p>新たな地域課題として取り上げる内容について</p> <p>地域住民への地域づくり委員会の周知について</p> <p>権利擁護の推進について(地域課題)</p>

るもい 留萌	1	<p>せいしんしょう しゃ とくせい れきし およ せいしんしょう しゃ かん あら かんが た どう こうわ 「精神障がい者の特性と歴史」及び「精神障がい者に関する新たな考え方」等についての講話</p> <p>そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか ちいきかだい 相談支援体制の充実・強化について(地域課題)</p> <p>しゅうろうしえんたいせい ちいきかだい 就労支援体制について(地域課題)</p> <p>しょう じ しゃ しえんきかん およ じぎょうしゃどう せいび ちいき かだい 障がい(児)者支援機関及び事業者等のネットワーク整備について(地域課題)</p>
そや 宗谷	3	<p>しゅうろうしえん ちいき かだい 就労支援について(地域課題)</p> <p>そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか ちいきかだい 相談支援体制の充実・強化について(地域課題)</p> <p>しょう じ しゃ ちいきじゅうみん そうごりかい ちいきかだい 障がい(児)者と地域住民の相互理解について(地域課題)</p> <p>ちいき いいんかい こうほう かつどう 地域づくり委員会の広報活動について</p>
オホー ツク	3	<p>ちいき く しょう しゃ く かん かだい 地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する課題について</p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう いちぶかいせい 障害者差別解消法の一部改正について</p> <p>しょう りかいけいはつ ちいきかだい 障がいの理解啓発について(地域課題)</p>
とち 十勝	1	<p>しょう しゃ ちいき せいかつおよ しんがた えいきょうか かだい 障がい者の地域生活及び新型コロナウイルス影響下における課題について</p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう いちぶかいせい 障害者差別解消法の一部改正について</p> <p>しょう とくせい おう さいがいじ そな ちいきかだい 障がいの特性に応じた災害時の備えについて(地域課題)</p> <p>しょう しゃ こま しゅうち こうほうようどうが さくせい ちいきかだい 「障がい者の困りごと」について、周知・広報用動画の作成(地域課題)</p>
くしろ 釧路	1	<p>しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん 障がいを理由とする差別の解消の推進について</p> <p>しんがた かんせんしょう よほうせつしゅ かん ごりてきはいりよ ていきょう 新型コロナウイルス感染症予防接種に関する合理的配慮の提供について</p>
ねむろ 根室	1	<p>しょう しゃ けんりようご 障がい者の権利擁護について</p> <p>しょう じ しえん ちいきかだい 障がい児支援について(地域課題)</p>
ごうけい 合計	25	

令和3年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

45件（ほかに北海道労働局からの通報処理63件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別（単位：件）

	虐待相談の虐待者（疑い）	虐待相談の虐待者（疑い）				ごうけい 合計
		ようご しゃ 養護者	じゅうじしゃ 従事者	しょうしゃ 使用者	じゅうじしゃ 従事者・ しょうしゃ 使用者	
ひぎやく 被虐待者 （疑い） の障がい種別	しんたいしょう 身体障がい		1	1		2
	ちてきしょう 知的障がい		17	3		20
	せいしんしょう 精神障がい		4	4	2	10
	はつたつしょう 発達障がい			1		1
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい		5			5
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい		2			2
その他	しんたい はつたつしょう 身体、発達障がい		1			1
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい			1	1	2
	その他		2			2
ごう けい 合計		0	32	10	3	45

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり）（単位：件）

	虐待相談の種別・類型	虐待相談の種別・類型					ごうけい 合計
		しんたいてきぎやくたい 身体的虐待	せいてきぎやくたい 性的虐待	しんりてき ぎやくたい 心理的虐待	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてきぎやくたい 経済的虐待	
ひぎやく 被虐待者 （疑い） の障がい種別	しんたいしょう 身体障がい	1		1		1	3
	ちてきしょう 知的障がい	10	2	11	4	2	29
	せいしんしょう 精神障がい	1	1	6	3	2	13
	はつたつしょう 発達障がい	1		1		1	3
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい	3	1	1		1	6
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい	2					2
その他	しんたい はつたつしょう 身体、発達障がい			1			1
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい		1	2	1		4
	その他	2		1			3
ごう けい 合計		20	5	24	8	7	64

2 虐待相談以外の相談・照会件数（単位：件）

虐待相談以外の相談	8
市町村等からの照会・相談	3
ごう けい 合計	11

※「虐待相談以外の相談」の主なもの  
 ・医療機関や施設等への不満 など

3 虐待相談の概要

ばんごう 番号	ひびやくたいしや 被虐待者 うたが しやう (疑い)の障 しゆべつ がい種別	ぎやくたいしや 虐待(疑い) の類型	ぎやくたいしや 虐待者 うたが (疑い)	がいよう 概要	たいおう センターの対応
1	しんたいはつたつ 身体・発達	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	ふくすう しよくいん こしつ めんだん さい あつぱかかん かん さいしゆうてき ほんせいふんら 複数の職員と個室で面談をした際に圧迫感を感じた。また、最終的には反省文と捉えられる ぶんしようか ような文章を書かされた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
2	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しやうしや 使用者	しよくば じやうしとう しごと おそ い つよ くちやう しつせき う たいしよくた 職場の上司等から仕事が遅いと言われたり、強い口調で叱責を受けたりした。また、退職勤 んしやう 奨を受けた。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
3	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	しよくじちゆう にゆうしよしやたい しよくいん いあつてき げんどう 食事の入所者に対して、職員からの威圧的な言動があった。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
4	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	せいりり べんび しんたいてき しやうじやうどな こかん て い こうい おこなりしやう たい どう 生理や便秘などの身体的な症状に伴い、股間に手を入れる行為を行う利用者に対して、当 がいこうい ほうし もくてき ふく ちやくやう 該行為を防止する目的でつなぎ服を着用させた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
5	ちてき 知的	しんりてき 心理的・ネグレ クト	じゆうじしや 従事者	りやうしや たしや たい ちやうはつてきぎんどう つづ よ す いあつてき はつげん 利用者が他者に対する挑発的な言動が続いたときに、呼び捨てにしたり、威圧的な発言が どうりやうしよくいん ほうげん みき ぎやくたいにんしき かか じしやう ほ あった。また、同僚職員の暴言を見聞きし虐待の認識があったにも関わらず、上司への報 うこく おこた じぎやうしや かいげんこうどう 告を怠り、事業者としての改善行動がとられなかった。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
6	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しやうしや 使用者	しやう しやくやわく さいやう ぎやうむ じゆうじ しやうじやうあつか やく がげつほんていどきゆう 障がい者雇用枠での採用され、業務に従事していたが、症状の悪化で約1ヶ月半程度休職 ふくしよくこ たいりよくふあん ぶん ぶんきゆうけいじこほんだん した。復職後は、体力に不安があるため30分ごとに10分休憩(自己判断)をとっていたとこ げんばせきにんしや ちんぎん へ どな ろ、現場責任者より賃金を減らすと怒鳴られた。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
7	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しやうしや 使用者	しよくば じやうし いえ かえ どう かあ う かたおし え 職場の上司から「家に帰ったら、お父さんお母さんにレジの打ち方教えてもらってね」、「5円 んなんまい てき こどもあつか 何枚でいくらわかるかな」、「これ出来るかな」と子供扱いされた。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
8	ちてき 知的	しんたいてきしんりてき 身体的・心理的	じゆうじしや 従事者	なか で なか て たた よこ りやうしや お腹を出していたため「お腹をしまいなさい」と手のひらで叩いたり、横になっていた利用者 うえ すわ くるみすじやううえ む くち あ ね りやうしや たい あご お の上に座ったり、車椅子上で上を向き口を開けながら寝ていた利用者に対し、顎を押して くち と りやうしや こどもあつかい はつげん りやうしや 口を閉じて、デコピンをした。また、利用者の子供扱いするような発言をしたり、利用者から しつもん おお こえ いあつ たいど たいおう の質問に大きな声をあげて威圧するような態度で対応した。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
9	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しやうしや 使用者	じぎやうぬし そうだんしや つういん りゆう もとじゆうぎやういん い げんいん たいち 事業主から、相談者が通院しているという理由で「元従業員から言われたことが原因で体調 うくず しんだんしよ だ い を崩した」との診断書を出してもらったと言われた。なぜそのようなことをしないといけな き しやう しや たいい さべつてき はつげん か聞いたところ、障がい者に対する差別的な発言があった。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
10	ちてき せいしん 知的・精神	せいてきしんりてき 性的・心理的・ ネグレクト	じゆうじしや しやうしや 従事者、使用者	じよせいしんいん ひざ うえ すわ だ など ①女性支援員から、膝の上に座ったり抱きしめられたり等された。 じよせいしんいん りやうしや ほか わら かん ②女性支援員が、利用者を馬鹿にして笑ってくるように感じた。 じよき かんりしや そうだん たいおう ③上記①②について、管理者に相談しても対応してもらえなかった。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
11	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	りやうしや こうふんじやうたい いす りやうしや かぶ みうご てき 利用者が興奮状態であったため、そばにあった椅子を利用者に被せ、身動きが出来ないよ うにした。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)
12	せいしん 精神	しんりてき 心理的・ネグレ クト	じゆうじしや 従事者	りやうしや しよくいん はな いあつてき ひやうじやうたいど たいおう りやうしや たい 利用者が職員に話しかけても、威圧的な表情や態度で対応したり、利用者に対してだけき くちやう はな たいちやうふりやうつた かえ ゆる じぎよ つい口調で話した。また、体調不良を訴えてもグループホームに帰ることが許されず、事業 うしまい ほうち 所内で放置された。	しちようそん つうほう 市町村へ通報 ほづたい じしやう (法第16条)
13	ちてき 知的	けいざいてき 経済的	しやうしや 使用者	じゆうじしや りやうしや たい むきゆう しえん ぎやうむ つ こやう けいやくしよ かくにん 従事者(利用者)に対し、無給でヘルパー支援業務に就かせた。また、雇用契約書を確認し じきゆうどう かん きさい な たところ、時給等に関する記載が無かった。	ちやうとうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづたい じしやう (法第24条)
14	しんたい 身体	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	りやうしや もの け たがいこうい おこな しよくいん ちゆうい りやうしや あば 利用者が物を蹴るなどの他害行為を行ったため、職員が注意したところ、利用者が暴れた りやうしや あたまひらて たた ため、利用者の頭を平手で叩いた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じしやう を受理(法第17条)

番号	ひびやくたいしや 被虐待者 うたが しやう (疑い)の障 しゅべつ がい種別	ぎやくたいしや 虐待(疑い) るいけい の類型	ぎやくたいしや 虐待者 うたが (疑い)	がいよう 概要	たいおう センターの対応
15	はつたつ 発達	しんたいきしんり 身体的、心理 的、経済的	しやうしや 使用者	さいようまえめんせつじ せつめい こようけいたい こと せつめい しょうじ たいちようかんり 採用面接時の説明と雇用形態が異なり、その説明がなかったほか、使用時に体調管理 ふあん むね つた はいりよ じゅうろうどうじゅうじ に不安がある旨を伝えていたが配慮されず、重労働に従事させられた。 しごとちゆう けが ろうじや てきやう しゃかいほけんろうむし そうだん むね つた 仕事上の怪我に労災を適用させてもらえず、社会保険労務士に相談する旨を伝えたとこ ろ、複数の職員に囲まれ威圧的な言動をされた。また、就業後のタイムカードを押した後に しごと 仕事をさせられた。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 (法第24条)
16	せいしん 精神	けいざいてき 経済的	じゅうじしや 従事者	しよくいん さそ いんしよく さい りようきん りようしや しよくいん ぶん 職員からカラオケに誘われ、飲食をともにしたが、その際の料金を利用者が職員の分まで ふたん 負担した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
17	せいしん 精神	けいざいてき 経済的	じゅうじしや しやうしや 従事者、使用者	こようけいやく けいさきやうとう じゅうじ ゆうきゆうきゆうかんせい さい しよくいん ゆうきゆうきゆうか 雇用契約のもと軽作業等に従事しているが、有給休暇を申請した際に職員が有給休暇の取 とく なんしよくしめ けつか しよく たいちようふりやう うち やす さい ゆうきゆう 得に難色を示し、結果、取得できなかった。また、体調不良で10日くらい休んだ際は、有給 ゆうきゆうか けつきんあつか 休暇ではなく、欠勤扱いとなった。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 (法第24条)
18	た その他	しんたいきしんりてき 身体的・心理的	じゅうじしや 従事者	じどう じゅうじしや しり け じゅうじしや じどう あたまうでふきん お 児童がふざけて従事者のお尻を蹴ったところ、カッとされた従事者が児童の頭・腕付近を押 おお こえ しやざい きやうよう さえつけて、大きな声で謝罪を強要した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
19	せいしん 精神	しんりてき 心理的・ネグレ クト	じゅうじしや しやうしや 従事者、使用者	しどういん しよくいん おおこえ おこ こうじやうてき いや い さべつてきあつかなど う 指導員にあたる職員から、大声で怒る、恒常的に嫌みを言われたり差別的扱い等を受け けん かんりせきにんしや そうだん かいぜん みと た。また、その件についてサービス管理責任者に相談するも、改善は認められなかった。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 (法第24条)
20	しんたい 身体	しんりてき けいざいてき 心理的・経済的	しやうしや 使用者	しょう じゅうぎやういんたい おお こえ どな しじ さきやう 障がいのある従業員に対して、ミスがあると大きな声で怒鳴ったり、指示とおりに作業して おお こえ しつせき しゅうかん たいしよく しゅうろうきかんちゅうちんぎん しはら も大きな声で叱責されたりした。また、3週間ほどで退職したが、就労期間中の賃金が支払 われなかった。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 (法第24条)
21	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	たいちようふりよつた とうじつ りやう やす むね れんらく そうげい むか じゅうじしや つた 体調不良を訴え、当日の利用を休む旨を連絡したが、送迎のため迎えにきた従事者に伝 わっておらず、従事者から利用者に対し、大きな声で威圧的な言動があった。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
22	ちてき 知的	しんたいきしんりてき 身体的・心理的	じゅうじしや 従事者	りやうしや たい らんぼう しえん ぼうげんいあつてき げんどううたが つうほう 利用者に対し、乱暴な支援や暴言、威圧的な言動等が疑われるとの通報があった。	しちやうそん つうほう 市町村へ通報 (法第16条)
23	しんたい ちてき 身体・知的	けいざいてき 経済的	じゅうじしや 従事者	りやうしやふくすうめい たい しよくいん あず きん ふせいしやう はつかく 利用者複数名に対し、職員による預かり金の不正使用が発覚した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
24	しんたい ちてき 身体・知的	せいてき 性的	じゅうじしや 従事者	かんりしや けんそうだんしえんせんもんいん そうだんしえん りやうしやく ほうもん さい しえん ひつやう な 管理者(兼相談支援専門員)が相談支援のため利用者宅を訪問した際、支援に必要な無い おこな りやうしや したぎ なか しん てい など こうい おこな マッサージを行ったり、利用者の下着の中に自身の手を入れる等の行為を行った。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
25	せいしん 精神	しんたいき しんり 身体的・心理 的・ネグレクト	じゅうじしや 従事者	りやうしやすうめい たい ほうりよくいおひや りやうしやきよしつ そとがせじやう いあつてきげんどうとう たいおう 利用者数名に対する暴力行為及び利用者居室の外鍵施錠や、威圧的な言動等での対応が むね じぎやうしやうそうぶ ほうこく いっこう かいぜん あった。また、その旨を事業所上層部へ報告したが、一行に改善されなかった。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
26	た その他	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	りやうしや たい あんていざいふくやく そと せじやう へや と こ など しんたいほうそく おも 利用者に対して安定剤の服薬や外から施錠できる部屋に閉じ込める等の身体拘束と思わ たいおう れる対応があった。	しちやうそん つうほう 市町村へ通報 (法第16条)
27	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	りやうしや ふあんてい かんじやうてきつよ ことば たいおう 利用者が不安定になったときに、感情的に強い言葉で対応した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)
28	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゅうじしや 従事者	のうさきやう じゅうじ りやうしや たい さきやう て と りゆう しよくいん いあつてき 農作業に従事していた利用者に対し、作業の手を止めていたとの理由で、職員が威圧的な げんどう りやうしや つ よ 言動で利用者に詰め寄った。	しちやうそん つうほう 市町村へ通報 (法第16条)
29	ちてき 知的	けいざいてき 経済的	しやうしや 使用者	にゅうきちゆう せわにん てつだ ほ たの しょうたく じよじょ し 入居中のグループホームから世話人の手伝いをして欲しいと頼まれ承諾したが、徐々に仕 ごとりやう ふ せいとう たいか しはら 事量が増えいき、その正当な対価が支払われなかった。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 (法第24条)
30	ちてき 知的	せいてき 性的	じゅうじしや 従事者	しよくいん りやうしや ふくすうかい くるま しせつない きよしつ せいてきかんけい 職員が、利用者と複数回にわたり、車や施設内の居室で性的関係をもった。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告 じゆり ほづたい じやう を受理(法第17条)

ばんごう 番号	ひぎやくたいしや 被虐待者 うたが しよう (疑い)の障 しゅべつ がい種別	ぎやくたいしや 虐待(疑い) るいけい の種類	ぎやくたいしや 虐待者 うたが (疑い)	がいよう 概要	たいおう センターの対応
31	ちてき 知的	せいてき 性的	じゅうじしや 従事者	きょうゆう やきん しえんいん りようしや かた も じよう ふくすうが 共有スペース(リビング)において、夜勤の支援員が利用者の肩を揉むのに乗じて、複数回 いりようてりようしや むね さわ 両手で利用者の胸を触った。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
32	ちてき 知的	しんたいてきしんりてき 身体的・心理的	じゅうじしや 従事者	りようしや たい しよう にちじょうてきほうりよくわ りようしや こわ 利用者に対して、しつけと称して日常的に暴力を加えた。また、利用者を怖がらせることで行 どうよくせい いあつてき げんどう にちじょうてき 動抑制をするなど、威圧的な言動が日常的にみられた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
33	せいしん 精神	せいてき 性的	じゅうじしや 従事者	りようじ りようがい こんてき あ せいてきかんけいも サービス利用時にキスをした。また、サービス利用外に個人的に会い、性的関係を持った。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
34	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	やきんちゅうりようしや はいせつかいじよよ さい たしよくいん わるぐちとうち 夜勤中、利用者から排泄介助で呼ばれた際、他職員の悪口等を口うるさく言われたことに かんじょうてき りようしや ふきん みぎて たた 感情的になり、利用者のアゴ付近を右手で叩いた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
35	ちてき 知的	しんたいてきしんりてき 身体的・心理的	じゅうじしや 従事者	はいせつかいじよ さい りようしや しょういん か かんじょうてき しょういん りようしや うまの 排泄介助の際に利用者が職員を噛んだとのことで、感情的になった職員が利用者に乗乗り お うまの しょういん りようしや たい なんと ほづい い になって押さえつけた。また、馬乗りしている職員は、利用者に対して何度も暴言を言った。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
36	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	しょういんめい ふくすう りようしや たい ない あたまた 「ほ なた て せなか 職員2名が、複数の利用者に対して、デイルーム内で「頭を叩く」、「頬を叩く」、「手や背中、 しり たた どう こうい にちじょうてきおこな 尻を叩く」等の行為を日常的に行っていた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
37	ちてき 知的	しんりてき 心理的・ネグレ クト	じゅうじしや 従事者	つうしよ じぎょうしよ ことば いや う じぎょうしよ むね うつた 通所している事業所において、言葉の嫌がらせを受けた。また、事業所にその旨を訴えてい いっこう かいぜん るが、一向に改善されなかった。	しちようそん つうほう 市町村へ通報 ほづい じよう (法第16条)
38	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	しょういん しよくじ じゆんび おこな さい りようしや みそしる かえ どうがりようしや 職員が食事の準備を行っていた際、利用者が味噌汁をひっくり返したため、当該利用者の あたまつよ たた べっけん しじ き い どうがいしやう しや たい うまの 頭を強く叩いた。また、別件で、指示を聞き入れない当該障がい者に対して、馬乗りのような たいせい しか 体勢でおさえて叱った。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
39	ちてき 知的	しんたいてきしんり 身体的・心理 てき 的・ネグレクト	じゅうじしや 従事者	しょういん りようしや うまの たいせい お ほうりよく ふ にちじょうてき りよう 職員が利用者に乗乗りの体勢で押さえついたり、暴力を振るったりしたほか、日常的に利用 しや たい ほうげん ふくすう りようしや はいせつぶつしより ほうち 者に対する暴言や、複数の利用者の排泄物を処理しないまま放置した。	しちようそん つうほう 市町村へ通報 ほづい じよう (法第16条)
40	しんたい せいしん 身体・精神	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	しょういん ちようしよくはいぜんぎょうむ とき しょうどうにゆうしつ りようしや て せいし さい 職員が朝食の配膳業務をしている時に、食堂に入室しようとした利用者を手で制止した際、 も ちゃわん りようしや みぎかた はり ぬ けが お 持っていた茶碗で利用者の右肩に12針を縫う怪我を負わせた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
41	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	しようしや 使用者	しごとちゆう こうじょうちよう みぎほほ なぐ 仕事中に工場長から右頬を殴られた。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづい じよう (法第24条)
42	ちてき 知的	しんたいてき 身体的・ネグレ クト	じゅうじしや 従事者	しえん さい らんぼううで つか て つか りようしや て ふ はら など こうい 支援の際に、乱暴に腕を掴んだり、手すりに捕まっている利用者の手を振り払う等の行為に りようしや こっせつ しよくむちゆうしやう けいたいでんわ そうさ りようしや かいじよ より、利用者が骨折した。また、職務中に私用で携帯電話を操作しており、利用者の介助に む おく 向かうのが遅れた。	しちようそん つうほう 市町村へ通報 ほづい じよう (法第16条)
43	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてきしんりてき 身体的・心理的	じゅうじしや 従事者	ね りようしや お さい かべ あたま りようしや ふおん じようたい 寝ている利用者を起こす際に壁に頭をぶつけておこそうとした。また、利用者が不穏な状態 さい いとてき さら ふおん じようたい はつげんおこな になった際に、意図的に更に不穏な状態をエスカレートさせるような発言を行った。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)
44	ちてき せいしん 知的・精神	しんりてき 心理的	しようしや 使用者	じぎょうぬほよ ちよくぞく じようし う 事業主及び直属の上司から、パワハラを受けた。	ろうどうきよく ほうこく 労働局へ報告 ほづい じよう (法第24条)
45	しんたい せいしん 身体・精神	しんたいてき 身体的	じゅうじしや 従事者	かんりしや りようしや たい くび かべ お なぐ け など 管理者が、利用者に対し、首のあたりをつかんで壁に押しつける、殴る、蹴る、投げ飛ばす など ほうこう ぐわ 等の暴行を加えた。	しちようそん ほうこく 市町村からの報告 じゅり ほづい じよう を受理(法第17条)

令和3年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

<p>第9条 関係法令等との調和</p>	
<p>○障害者就業・生活支援センターの設置促進</p> <p>■ 障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がいの職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</p>	<p>けいざいぶ 経済部 ほけんふくしが 保健福祉部</p>
<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p>	
<p>■ 障害者雇用促進法に基づき障がい者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。</p> <p>■ 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。</p>	<p>けいざいぶ 経済部</p>
<p>○第6期北海道障がい福祉計画の策定等</p>	
<p>■ 障害者総合支援法に定める第6期北海道障がい福祉計画（令和3～令和5年度）に基づく施策の推進管理を行った。</p>	<p>ほけんふくしが 保健福祉部</p>
<p>第10条 道民等の理解の促進</p>	
<p>○北海道パラスポーツ連携促進事業（パラアスリート発掘プロジェクト）</p>	
<p>■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発のため、パラスポーツセミナーを開催した。</p>	<p>かんきょうせいかつぶ 環境生活部</p>
<p>○農福連携推進事業費</p>	
<p>■ 農業分野における雇用人材の確保に向けた取組として、各振興局に設置した福祉事業所向け相談窓口を運営するとともに、福祉事業者と農業者等との相互理解を深めることを目的としたセミナー等を開催した。</p>	<p>のうせいぶ 農政部</p>
<p>○障がい者条例に係る普及啓発事業</p>	
<p>■ 障害者差別解消法や北海道障がい者条例の普及・啓発のため、道民フォーラムを開催するとともに、差別解消法の一部改正法の周知に係るパンフレットを作成し配布した。</p> <p>■ 各種会議や研修等における障がい者条例の概要説明や、イベント等における条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。</p> <p>■ 障害者差別解消法、ヘルプマーク等のリーフレットをイベント等で配布し、周知、啓発活動を行った。</p>	<p>ほけんふくしが 保健福祉部</p>

○就労支援に関する普及啓発

■道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。

保健福祉部

■申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。

■道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。

■障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催した。また、各（総合）振興局において、「ミニマルシェ」を開催した。

■障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。

■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある方の生活支援を行った。



第11条 企業等の取組の支援

<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p> <p>■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。</p> <p>■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対しての優遇措置を行った。</p> <p>■ 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道央圏の特別支援学校16校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。</p>	<p>保健福祉部 経済部</p>
---	----------------------

<p>○民間企業等との協働事業</p> <p>■ 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。</p> <p>■ コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行ったほか、道内書店（株式会社三省堂書店）において、障がい者福祉に対するより一層の理解を深めることを目的に、「障がい者理解促進ブックフェア」を開催した。</p>	<p>保健福祉部</p>
--	--------------

<p>○企業等の取組支援</p> <p>■ 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表したほか、認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。</p> <p>■ 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労施設等の販路の確保を推進した。</p> <p>■ 障害者就労施設等の工賃水準の向上を図るため、全ての就労継続支援施設B型事業所に工賃向上計画の策定を求め、指定法人による就労支援業務を効果的に推進した。</p> <p>■ 就労移行支援事業所のサービスの質の向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。</p> <p>■ 全道11箇所（道庁11箇所）の障がい者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>
---	--------------

	<p>ゆうせんちょうたつ すいしん ○優先調達の推進</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうせつとう かんこうじゆ はっちゅうそくしん ゆうせんちょうたつほうしん さくてい ■ 障害者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し しゅうち はか とくていずいけいやくせいど ぜんちょうてき かつよう すいしん 周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。</p>	<p>ほけんふくしぶ 保健福祉部</p>
<p>だい じょう いりよう かくほ 第12条 医療とリハビリテーションの確保</p>		
	<p>ほっかいどうびょういんじぎょう ○北海道病院事業</p> <p>せいしんいりよう ■ 精神医療</p> <p>どうりつびょういん けんいき せいしんいりよう ちゅうかくてきやくわり にな 道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、 ほう もんかいご しゃかいふつき ざいたくせいかつ しえん おこな 訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 また、みどりがおかびょういん せいしんかきゅうきゅういりよう ちゅうしんてき にな こうきかく せいしんかせんも 緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専 ん びょうとう きゅうきゅうびょうとう うんよう 門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。</p>	<p>どうりつびょういんきよく 道立病院局</p>

<p>ほっかいどうびょういんじぎょう  <b>○北海道病院事業（つづき）</b></p>		
<p>せいしんか  <b>■ 精神科リハビリテーション</b>          みどりがおかびょういんおよ ころやがおかびょういん かいふくとじょう せいしんしやう しゃ          緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の          えんかつ しゃかいふつき そくしん せいしんか じっし          円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。</p> <p>じどうししゆんきせいしんいりやう  <b>■ 児童思春期精神医療</b>          みどりがおかびょういん せんくてき せんもんてき じどう ししゆんきかんじや がいらいりやう          緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を          ていきやう          提供した。</p> <p>しやうにこうどせんもんいりやう  <b>■ 小児高度専門医療</b>          こ そうごういりやう りやういく しやうにこうどせんもんいりやう りやういく いっ          子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一          たいてき ていきやう たいじ しんせいじ たい しゆうさんきりやう せん          体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先          てんせい しんぞうしつかん たい さいせんたんいりやう いりやう りやういく れんけい いがくてき          天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビ          リテーションなどの機能を提供した。</p>	<p>どうりつびょういんきよく          道立病院局</p>	
<p>しんたいしやうがいしやふじよひ こうせいりやう  <b>○身体障害者扶助費（更生医療）</b></p>		
<p>しやうそん じっし しょう しゃ にちじょうせいかつのうりよくとう かいふく こうじやう も かく  <b>■ 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲</b>          とく おこな いりやう しきゆう とう けいひ いちぶ ふたん しん          得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身          たいしやう しゃ ふくし こうじやう はか          体障がい者福祉の向上を図った。</p>	<p>ほけんふくしが          保健福祉部</p>	
<p>だい じやう いどうしゆだん かくほ  <b>第13条 移動手段の確保</b></p>		
<p>りやうそくしんとう そうごうたいさく じぎやうひ ほじよきん  <b>○バス利用促進等総合対策事業費補助金</b></p>		
<p>こうれいしや しょう しゃ どう りべんせい あんぜんせいこうじやう のりあい じぎやうしゃ じつ  <b>■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実</b>          し どうにゆう たい くに きやうちやう じよせい おこな れい          施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行う。（令          わ ねん ど どうにゆうじつせき          和3年度は導入実績なし）</p>	<p>そうごうせいさくぶ          総合政策部</p>	
<p>こうつうあんぜんしせつとう せいびじぎやう  <b>○交通安全施設等整備事業</b></p>		
<p>ほどう か しかくしやう しゃやうゆうどう せつち おこな  <b>■ 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</b></p>	<p>けんせつぶ          建設部</p>	
<p>しちやうそん ちいきせいかつ しえんじぎやう いどうしえんじぎやう  <b>○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）</b></p>		
<p>おくがい いどう こんなん しょう しゃ どう しゃかいさんか そくしん しちやうそん  <b>■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の</b>          い どう しえんじぎやう たい じよせい おこな かくしやうそん          移動支援事業に対する助成を行った。また、各市町村におけるサービス          ないやう どう かくさ ちやくせつしちやうそんしよくいん たい ていきやうたいせい せい          内容等の格差について、直接市町村職員に対し、サービス提供体制の整          び しきゆうきじゆん さくてい じよげん おこな          備や支給基準の策定について、助言を行った。</p>	<p>ほけんふくしが          保健福祉部</p>	
<p>もう しゃ つうやく かいじよいん やうやくひつきしや はけんじぎやう  <b>○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業</b></p>		
<p>しかく ちやうかく ちやうふくしやう じゆうど もう しゃ たい がいしゆつじ いどうとう  <b>■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等</b>          さい しえん おこな かいじよいん はけん ちゆうとなんしつちやうしやとう じやうほうほしやう          の際に支援を行う介助員を派遣した。また、中途難失聴者等の情報保障          やうやくひつきしや はけん          のため、要約筆記者を派遣した。</p>	<p>ほけんふくしが          保健福祉部</p>	
<p>しんたいしやうがいしや ほじよけん いくせいじぎやうひ ほじよきん  <b>○身体障害者補助犬育成事業費補助金</b></p>		
<p>ほっかいどうもうどうけんきやうかいどう じよせい おこな しんたいしやう しゃ しゆうろう にちじょうせいかつとう  <b>■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を</b>          し えん しんたいしやうがいしや ほじよけん いくせい ふきゆうけいはつとう しえん          支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	<p>ほけんふくしが          保健福祉部</p>	

とくべつしえんきょういく そうごうすいしんじぎょう  
○特別支援教育総合推進事業

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| <p>■ 文部科学省の補助を受け、各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等の取組のほか、「特別支援教育充実セミナー」開催し、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。</p> <p>■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員を対象にした「特別支援教育基本セミナー」（14会場）や「特別支援教育充実セミナー」（14会場）、「特別支援教育進路指導協議会」（14会場）を開催、特別支援教育担当者専門性の向上を図った。</p> <p>■ 「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」（14会場）を開催し、市町村教育委員会の就学事務担当者を支援した。</p> | <p>きょういくちよう<br/>教育庁</p> |
|--|-------------------------|

<p>だい じょう き め し えん 第14条 切れ目のない支援（つづき）</p>	<p>は っ た つ し え ん      じ ぎ ょう ○ 発 達 支 援 セ ン タ ー 事 業</p> <p>は っ た つ    お く    し ょう      じ だ う      か ぞ く      み ぢ か    ち い き      て き せ つ      ほ け ん ふ く し ぶ ■ 発 達 の 遅 れ や 障 が い の あ る 児 童 と そ の 家 族 が 、 身 近 な 地 域 に お い て 適 切 保 健 福 祉 部 な 相 談 支 援 等 を 受 け る こ と が で き る よ う 、 市 町 村 が 実 施 す る 子 ど も 発 達 そ う だ ん し え ん と う      う      し ち ょう そ ん      じ っ し      こ      は っ た つ 支 援 セ ン タ ー へ の 支 援 を 行 う と と も に 、 地 域 の 中 核 的 な 施 設 と し て 重 層 し え ん      し え ん      お こ な      ち い き      ち ゅ う か く て き      し せ つ      じ ゅ う そ う て き    ち    い き し え ん    お こ な    し ち ょう そ ん    ち ゅ う か く こ    は っ た つ し え ん    に ん て い    ち い き れ 的 な 地 域 支 援 を 行 う 市 町 村 中 核 子 ど も 発 達 支 援 セ ン タ ー を 認 定 し 、 地 域 ん け い た い せ い      こ う ち ぐ と う      お こ な 連 携 体 制 の 構 築 等 を 行 っ た 。</p>
<p>だい じょう ほけん ふくし およ きょういく れんけい 第15条 保健・福祉及び教育との連携</p>	<p>し り つ よ う ち え ん と う      か ん り ゅ う え い ひ      ほ じ ゃ き ん ○ 私 立 幼 稚 園 等 管 理 運 営 費 補 助 金</p> <p>と く べ つ し え ん き よ う い く      じ ゅ う じ つ      は か      し ょう      よ う じ      し ゅ う え ん      う      い      そ う む ぶ ■ 特 別 支 援 教 育 の 充 実 を 図 る た め 、 障 が い の あ る 幼 児 の 就 園 を 受 け 入 れ て 総 務 部 し り つ よ う ち え ん      た い      じ ゃ せ い      お こ な い る 私 立 幼 稚 園 に 対 し て 助 成 を 行 っ た 。</p>
<p>と く べ つ し え ん が っ こ う      い り よ う て き      た い せ い せ い び じ ゅ う ○ 特 別 支 援 学 校 に お け る 医 療 的 ケ ア 体 制 整 備 事 業</p> <p>と く べ つ し え ん が っ こ う      ざ い せ き      い り よ う て き      ひ つ よ う      じ だ う せ い と      き ょ う い く か い      か く ほ      き ょ う い く ち ゅ う ■ 特 別 支 援 学 校 に 在 籍 し 医 療 的 ケ ア が 必 要 な 児 童 生 徒 の 教 育 機 会 の 確 保 を 教 育 庁 は か      ひ じ ょ う き ん か ん ぐ し      は い ち      か ん ぐ し      き ょ う い ん      ひ つ よ う      ち し 図 る た め 、 非 常 勤 看 護 師 を 配 置 す る と と も に 、 看 護 師 や 教 員 が 必 要 な 知 き      ぎ の う と う      し ゅ う と く      け ん し ゅ う か い      じ っ し 識 ・ 技 能 等 を 習 得 す る た め の 研 修 会 を 実 施 し た 。</p>	<p>ち い き    こ      こ そ だ      し え ん じ ぎ ょ う ひ      ほ じ ゃ き ん      ほ う か ご      じ だ う      け ん ぜ ん い く せ い じ ぎ ょ う ○ 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金 （ 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 ）</p> <p>き そ ん      し ょ う が っ こ う      よ う き よ う し つ と う      か い し ゅ う と う      ひ つ よ う      せ つ び      せ い び      か ん き ょ う せ い び ■ 既 存 の 小 学 校 の 余 裕 教 室 等 の 改 修 等 や 必 要 な 設 備 の 整 備 な ど の 環 境 整 備 保 健 福 祉 部 お こ な      あ ら      ほ う か ご      じ だ う      け ん ぜ ん い く せ い じ ぎ ょ う      じ っ し      ほ う か ご じ だ う を 行 う こ と に よ り 、 新 た に 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 を 実 施 す る 放 課 後 児 せ っ ち そ く し ん と う      は か      ほ う か ご      じ だ う      け ん ぜ ん い く せ い      じ ぎ ょ う      じ っ し 童 ク ラ ブ の 設 置 促 進 等 を 図 っ た 。 ま た 、 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 を 実 施 し せ つ      ほ う か ご      じ だ う      は け ん      し ょ う      じ ゅ う け い れ す る 施 設 （ 放 課 後 児 童 ク ラ ブ ） へ の ボ ラ ン テ ィ ア の 派 遣 や 障 が い 児 受 入 し え ん い ん      か く ほ と う      お こ な      じ ぎ ょ う      た い      じ ゃ せ い      お こ な の た め の 支 援 員 の 確 保 等 を 行 う 事 業 に 対 し 助 成 を 行 っ た 。</p>
<p>し ょ う      じ      じ      し え ん た い せ い      せ い び じ ぎ ょ う ○ 障 が い 児 等 支 援 体 制 整 備 事 業</p> <p>し ょ う      じ      じ      し え ん      れ ん け い た い せ い      せ い び じ ぎ ょ う ■ 障 が い 児 等 支 援 連 携 体 制 整 備 事 業 保 健 福 祉 部 ほ っ か い だ ら う き よ う い く ち ゅ う      き ょ う だ ら う      ち い き      か ん け い き か ん      れ ん け い た い せ い      せ い び      す い し ん 北 海 道 教 育 庁 と 協 働 し 、 地 域 で の 関 係 機 関 の 連 携 体 制 の 整 備 を 推 進 し た 。 は っ た つ し え ん か ん け い し ょ う い ん      じ っ せ ん け ん し ゅ う じ ぎ ょ う ■ 発 達 支 援 関 係 職 員 実 践 研 修 事 業 ほ っ か い だ ら う き よ う い く ち ゅ う      ご う だ ら う      し ん こ う き ゃ く      き ょ う い ん      し ち ょう そ ん し ょ う い ん と う      た い し ょ う      け ん し ゅ う 北 海 道 教 育 庁 と 合 同 で 、 14 振 興 局 で 教 員 ・ 市 町 村 職 員 等 を 対 象 に 研 修 を お こ な 行 っ た 。 な ん ち ょ う じ だ う      し え ん じ ぎ ょ う ■ 難 聴 児 等 支 援 事 業 ど う り つ ろ う が っ こ う      し ち ょう そ ん      か ん け い き か ん と う      れ ん け い      な ん ち ょ う じ だ う      は っ た つ      そ く し ん      は か 道 立 聾 学 校 、 市 町 村 、 関 係 機 関 等 と 連 携 し 、 難 聴 児 等 の 発 達 の 促 進 を 図 と り ぐ み      お こ な る た め の 取 組 を 行 っ た 。</p>	

だい じょう こうれいしやしきとつ れんけい  
**第16条 高齢者施策等との連携**

<p>○道営住宅整備事業</p> <p>■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。</p>		けんせつぶ 建設部
<p>○すべての人にやさしいまちづくり推進事業</p> <p>■ 高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全てのの人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。</p>		ほけんふくしぶ 保健福祉部
<p>○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業</p> <p>■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、包括的な支援体制構築の手引きの作成を行った。</p>		ほけんふくしぶ 保健福祉部

だい じょう しや かぞく たい はいりよ  
**第17条 障がい者の家族に対する配慮**

<p>○児童家庭支援センター運営事業</p> <p>■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。</p>		ほけんふくしぶ 保健福祉部
--	--	------------------

第17条 障がい者の家族に対する配慮（つづき）

<p>○発達障害者支援センター運営事業</p>		
<p>■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。</p>		保健福祉部
<p>○精神障がい者家族相談員設置事業</p>		
<p>■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。</p>		保健福祉部

第18条 地域間格差の是正等

<p>○障がい福祉計画等圏域連絡協議会</p>		
<p>■ 21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期障がい福祉計画の推進管理、市町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。</p>		保健福祉部